１．一次案を修正した部分

（１）第１９条の２（自己についての情報に関する保障）を追加

（２）第２１条の２（国政上の行為に関する説明の責任）を追加

（３）第２５条３項（生存権等・国の環境保全努力）を追加

（４）第２５条の２（障害者及び犯罪被害者の権利）を追加

（５）第２９条２項（財産権・知的財産権）を追加

（６）第７７条２項（最高裁判所の規則制定権・裁判に関わる者）を修正

（７）第７９条３項（最高裁判所の裁判官・国民審査法）を追加

２．その他

（１）第９条：福田康夫・小委員会で検討中、１０月１９日に小委員会開催予定

（２）前文：中曽根康弘・小委員会で検討中

（３）法律学的、法制的検討：衆参両院の法制局で作業中